

# 山形県ポストコロナに向けた

助成対象経費  
限度額を拡充!

## 観光施設支援事業費 助成金

県内観光施設が観光振興に資する、ポストコロナに向け、誘客促進となり得る新たな取組等を積極的に行うために必要な経費に対して支援します。

### 助成対象者

**観光施設** 山形県内において宿泊施設※1又は観光立寄施設※2を営む事業者であること。

※1「宿泊施設」については、旅館業法の許可を受けて、同法2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設

※2「観光立寄施設」については、裏面の助成対象施設分類表をご参照ください。

### 助成対象経費

- 助成金の受給後も事業を継続すること
- 山形県暴力団排除条例第2条で定める「暴力団等」に該当しないこと

※助成対象経費の具体例はホームページにてご確認ください。

#### 1 ポストコロナに向けた、誘客促進のための新たな取組に要する経費

- ・ワーケーション(Wi-Fiの整備等) ・マイクロツーリズム(家族や小グループへの対応)
  - ・ユニバーサルツーリズム(トイレの様式化等) ・インバウンド再開(多言語表示)
- などに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施
- ・非接触型システムの導入
  - ・感染拡大防止対策に必要な設備、機械等の購入(リース)
  - ・原油価格高騰及び原材料高騰に対応するための設備、機械等の購入

#### 2 専門家等からの助言に要する経費

- ・1の取組みを行う上で事業者が設備導入等の参考や検討のため、経営コンサルタント等から助言を受けるための経費

※令和4年2月1日から令和4年11月30日までに実施する事業が対象となります。

※消耗品(マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、アルコール消毒液、使い捨て食器等)の購入費は助成対象外です。

### 助成率・助成金の額

助成対象経費区分	施設区分	助成率	助成上限額(1施設あたり)
1 ポストコロナに向けた、誘客促進のための新たな取組に要する経費	「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証施設	3/4	100万円
	上記以外の観光施設	2/3	88万8千円
2 専門家等からの助言に要する経費	全ての観光施設	10/10	20万円

交付申請受付期間 **令和4年4月1日(金)～令和4年9月30日(金)必着**

※詳細は裏面をご覧ください。

お問い合わせ

山形県観光施設助成金コールセンター

TEL.023-615-9966

受付時間(午前9時～午後5時)※土日祝を除く  
※令和4年11月30日まで設置しています。



# 助成対象施設分類表 具体例



大分類	中分類	小分類	施設例示
観光地点	歴史・文化	史跡	旧邸宅(多層民家、旧風間家住宅 等) 旧跡(相馬樓、山居倉庫、上杉城史苑 等)
		神社・仏閣	神社(湯殿山神社、熊野大社 等) 仏閣(山寺、慈恩寺 等)
		庭園	
		博物館	
		美術館	美術館(山形美術館、広重美術館 等)
		記念・資料館	記念館(斎藤茂吉記念館 等) 資料館(天童市将棋資料館、最上義光歴史館 等)
		動・植物園	
		水族館	水族館(加茂水族館 等)
		産業観光	酒蔵見学(東光の酒蔵 等) ワイナリー見学(高畠ワイナリー、ワイン城 等) 製作所見学
		歴史的建造物	
その他歴史	文化体験(書き駒体験、紅花染め体験 等)		
温泉・健康	温泉地	日帰り温泉(天童最上川温泉ゆびあ、寒河江花咲か温泉ゆ〜チェリー 等)	
スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーション施設	スケート場(スワンスケートリンク 等)	
	スキー場		
	キャンプ場	キャンプ場(夕日の丘オートキャンプ場、天童高原ファミリーランド 等)	
	マリナー・ヨットハーバー	釣堀(海洋釣堀 等)	
	公園		
	レジャーランド・遊園地	遊園地(リナワールド 等)	
	テーマパーク	テーマパーク(スタジオセディック庄内オープンセット 等)	
	その他スポーツ・レクリエーション	舟下り(最上川舟下り、最上川三難所舟下り 等) カート場(カートソレイユ最上川 等)	
都市型観光 一貫物・食等一	地区・商店街	朝市 等(日常利用が大半を占めるものは除く)	
	その他都市型観光 一貫物・食等一	産直(アグリランド産直センター、よってけポボラ 等) 工場見学(オランダせんべいFACTORY 等) わらび園	
その他	他に分類されない 観光地点	道の駅(チェリーランド、花笠の里ねまる 等) ドライブイン(白糸の滝ドライブイン、米の粉の滝ドライブイン 等) 物産館(ぐっと山形、庄内観光物産館 等) 土産物店 観光果樹園	



※具体例記載の施設名については、山形県観光文化スポーツ部で実施している「山形県観光者数調査」の調査対象観光地から抜粋して記載したものです。

施設名はあくまで例示となりますので、対象施設に該当する施設であるか不明な場合は、事務局へ相談ください。

## 申請方法

下記の受付窓口へ必要書類を郵送してください。様式等はホームページからダウンロードできます。

受付  
窓口

山形県ポストコロナに向けた観光施設支援事業費助成金運営事務局  
〒990-8799 山形中央郵便局 私書箱59号

<https://www.yamagata-kanko-shien.jp/>



※申請の際は、必ず交付要綱・申請の手引き等をご確認ください。